

令和 6 年度 WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム

構築支援事業に関する質問事例

目次

1. 研究開発のための組織体制.....	4
Q 1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？ ..	4
Q 2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？	4
Q 3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。	4
Q 4. 検証組織とはどのようなものを想定していますか？	5
Q 5. 複数の運営指導委員を兼務することはできますか？	5
Q 6. より高度な内容を学びたい高校生が学習できる環境整備とは、具体的にどのようなことですか？	5
Q 7. AL ネットワーク運営組織の専任者からなる事務局の構成員は一人でも可能ですか？ またその人材が、カリキュラムを開発する人材と兼ねることも可能ですか？	5
2. 事業の対象、実施規模	5
Q 1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、事業の実施規模として一部の生徒のみを対象としても良いですか？	5
Q 2. 本事業で研究開発対象となるカリキュラムは、令和 6 年度入学生から適用する必要がありますか？	6
Q 3. 令和 7 年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、令和 6 年度から採択を受けることは可能ですか？	6
Q 4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それとも対象生徒のみですか？	6
Q 5. 本事業の対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？	6
Q 6. 中高一貫校における前期課程（中学校のカリキュラム）も研究開発の対象としても良いですか？	6
3. カリキュラム編成	6
Q 1. 本事業用のカリキュラムを編成する必要はありますか？	6

Q2. SGH で求められていた課題研究は本事業では必須ではありませんか？	7
Q3. 海外研修は必ずカリキュラムに入れなければなりませんか。	7
Q4. 「学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている」とありますが、具体的にはどのような学習活動を想定していますか。	
Q5. 事業の共同実施校や連携校では、全て同じカリキュラムを実施する必要がありますか。	7
Q6. 事業終了後の措置はどのようになっていますか。	7
4. 大学、企業、国際機関等との協働	7
Q1. 国際化に重点を置く大学との協働については、どのような内容が考えられますか？ ..	8
Q2. 大学との協働や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？	8
Q3. これまでも特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との協働が必要になりますか？	8
Q4. ICT や海外研修、短期・長期留学に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？	8
Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と協働することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と協働することは可能ですか？	8
Q6. 「大学との協働」と、従来の「高大連携」との違いを教えてください。	8
Q7. 事業連携校は、拠点校と同一地域でなければなりませんか。	9
5. 海外研修、短期・長期留学	9
Q1. アジア地域への海外研修、短期・長期留学を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？	9
Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？	9
Q3. 教員の指導力向上等を目的とした国内外研修は支援対象となりますか？	9
Q4. 海外研修等の参加について、生徒に自己負担を求めても良いですか？	9
Q5. 短期・長期留学については必ず実施しなければなりませんか。	9
6. カリキュラム・アドバイザーについて	9

Q1. 在宅での勤務やテレワーク等での雇用も可能ですか？	9
Q2. 半年間等，期限付きでの雇用は可能ですか？	9
7. 外国人講師等について	10
Q1. ALTとの違いは何ですか？	10
Q2. 本事業の人件費で，民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？	10
Q3. これまで，大学の留学生等をティーチングアシスタント（TA）及びリサーチアシスタント（RA）として本事業に協力してもらい，謝金を支出してきましたが，今後は，雇用契約を締結し，所要経費の経費区分上の人件費として計上したいと考えていますが，その場合はどの職種として計上し，また，その支援上限額はどのようになりますか？	10
8. 海外交流アドバイザーについて	10
Q1. カリキュラム・アドバイザーや事務職員が，海外交流アドバイザーを兼務することは可能ですか？	10
9. 学校環境の国際化について	10
Q1. 留学生はどの程度受け入れる必要がありますか？	10
10. 評価・成果の普及について	11
Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？	11
Q2. 国は，事業対象の高校生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？	11
Q3. 評価はいつ，どのように行いますか？	11
11. 経費について	11
Q1. 支援額約600万円というのは，1年間の支援額ですか，それとも3年間の総額ですか？また，1年間の支援額の場合，2年目以降の支援額はどのようになりますか？	11
Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。	11
Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削やSAT対策等）に係る費用は対象となりますか？	12
Q4. 事業連携校に係る費用は支援対象となりますか？	12
Q5. 運営指導委員会等の運営に係る経費は支援対象となりますか？	12

Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？	12
Q7. 国内外の研修を実施する際、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する 予定で、この場合は「WWL コンソーシアム構築支援事業委託要項」の「7. 再委 託」に該当しますか？	13
Q8. 「企業版ふるさと納税」とはどういう制度ですか。	13

1. 研究開発のための組織体制

Q1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？

A1. あります。WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業実施要項3（2）において、「本事業の実施に際し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための第三者組織（検証組織）等を設置するものとする。」としています。

Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？

A2. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会としての運営に対する指導、助言、検証を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度を、管理機関で御判断下さい。

Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。

A3. 運営指導委員会は、管理機関における事業の運営、拠点校及び共同実施校の取組内容に関し、客観的に指導、助言を行う機能を担います。具体的には、管理機関、事業拠点校、事業共同実施校、事業連携校の教職員及び、事業協働機関・事業関係機関のうち直接事業の実施に関わる者、については避けた方が良いと考えます。どの程度の第三者性があるかについては、運営指導委員会の機能に鑑み、外部有識者としての指導、助言の実施に係る適切性及び客観性の確保が、一般的・合理的に説明可能であるかどうかによります。

また、私立学校等において、同一の学校法人等が設置する学校の教職員等も第三者には該当しないと考えます。

実施要項3.（2）「関係行政機関」については、申請校の所在する都道府県等の地方自治体に限らず、国や独立行政法人等も対象となります。ただし、公立学校の場合、拠点校及び共同実施校を所管する教育委員会は管理機関そのものですので、第三者に該当しません。例えば、課題研究内容を所掌する行政機関やその担当部署も対象として考えられます。

Q4. 検証組織とはどのようなものを想定していますか？

A4. 事業を3年間継続していく中で、取組の成果がどの程度目標に近づいているのか、あるいは採択前と比較して生徒の資質・能力等にどの程度変化が見られたのか等、単なるアンケート等に終始することなくデータをもとに客観的に分析していくことが必要です。検証の対象は研究開発・実践の対象となる学校及び管理機関となります。よって検証組織はそれらとは利害関係のない第三者で組織されることが望ましいと考えます。例えば統計学等を専門としている大学教授等（人数は問わない）で構成されることを想定しています。

Q5. 複数の運営指導委員を兼務することはできますか？

A5. 管理機関が設置する運営指導委員会の構成員は、それぞれの学校の特色や取組内容等を踏まえ、専門的見地から指導、助言を行うことのできる人材で構成する必要があります。当該観点を踏まえ、結果的に同一人物が複数の運営指導委員会の委員を兼務することは可能です。ただし、検証組織については運営指導委員会とは独立したものであることが望ましいと考えます。

Q6. より高度な内容を学びたい高校生が学習できる環境整備とは、具体的にどのようなことですか？

A6. 従来のように生徒が一律に同じ内容を学習するというだけでなく、生徒の興味・関心に応じて、大学の授業や海外の連携校での授業を受講できるようにすることを想定しています。

なお、例えば、大学教育の先取り履修を可能とすること、遠隔教育のシステム等を用いて大学での授業を受けられるようにすること、日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC）が提供するオンライン大学講座を視聴できるようにすること等の方法が考えられます。

Q7. ALネットワーク運営組織の専任者からなる事務局の構成員は一人でも可能ですか？またその人材が、カリキュラムを開発する人材と兼ねることも可能ですか？

A7. ALネットワーク運営組織は、管理機関の長（実質的な担当者での代理も可能）、拠点校等における本事業の運営責任者、主要な共同機関の関係者等をメンバーとする組織となります。複数の学校等を取りまとめ、会議等の計画、会計等を担当する事務局の設置が必須だと考えています。人数は問いませんが、複数名いることが望ましいのではないかと考えます。その中から誰かがカリキュラム・アドバイザーを兼ねることは、業務量に無理がなければ可能だと考えます。

2. 事業の対象，実施規模

Q1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、事業の実施規模として一部の生徒のみを対象としても良いですか？

A1. 本事業は、インバーティブなグローバル人材を育成するための先進的なカリキュラムの研究開発・実践であるため、より高い成果を得るためにあらかじめ学科やコースを

対象とした取組を行うことも可能ですが、3年間一環の取組となる必要があります。また国費の適切な投入の観点から、幅広く実施可能な取組（例えば、課題研究発表会や高校生国際会議等）については、可能な限り多くの生徒が参加できるよう工夫してください。

なお、本事業の対象生徒をどの程度とするかは、各構想計画によって異なります。

Q2. 本事業で研究開発対象となるカリキュラムは、令和6年度入学生から適用する必要がありますか？

A2. 本事業による活動自体は令和6年度から開始できるように準備してください。

Q3. 令和7年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、令和6年度から採択を受けることは可能ですか？

A3. 採択時に取組の対象となる事業拠点校に生徒が在籍せず、令和6年度を令和7年度以降の取組実施のための準備期間とする場合は対象外となります。ただし、拠点となる学校において統合や学科の新設を予定しており、令和6年度についても既に在学している生徒を対象とした取組の実施を前提に、学校環境の変化を研究開発の比較対象の一つとして捉え、積極的に活用できるような場合には申請が可能です。

Q4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それとも対象生徒のみですか？

A4. 原則、本事業取組の対象者としませんが、本事業の対象でない生徒との比較の観点から成果を把握するため、本事業の対象でない生徒に対しても調査を実施してください。

Q5. 本事業の対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？

A5. 本事業の取組は、必ずしも人文・社会科学分野のみを対象とするのではなく、グローバルな社会課題の中からテーマを設定することとしています。

Q6. 中高一貫校における前期課程（中学校のカリキュラム）も研究開発の対象としても良いですか？

A6. 本事業において、高等学校教育の目標を踏まえつつ先進的なカリキュラムの研究開発・実践を行うこととしていますが、効果などを検証するため、中高一貫校における前期課程の取組にかかる部分も、委託費による支援の対象となります。

3. カリキュラム編成

Q1. 本事業用のカリキュラムを編成する必要はありますか？

A1. 本事業はイノベティブなグローバル人材を育成するための先進的なカリキュラムの研究開発等ですが、既存のカリキュラムをそのまま実施するからといって申請対象外にはなりません。その場合、審査の際には、既存のカリキュラムを維持する目的、理由等を含め総合的に判断されます。また、本事業のための学科やコースの設定についても同様とします。

Q2. SGHで求められていた課題研究は、本事業でも必須ですか？

A2. 本事業でも「グローバルな社会課題研究の中からテーマを設定すること」という要件を課しており、テーマに基づいた探究活動を行うことはグローバル人材として必要な能力を身につけるために有効と考えますので、是非カリキュラムに組み込んでいただきたいと思います。その際、単に調べ学習を行うレベルではなく、「グローバル探究」等の新たな教科・科目として実施する、留学生等と一緒に英語で探究活動を行う科目を設定する等のレベルを求めています。

Q3. 海外研修は必ずカリキュラムに入れなければなりませんか。

A3. 申請要件1①にあるとおり、海外研修または留学をカリキュラムに体系的に位置づけ、必修化することを求めています。

Q4. 「学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている」とありますが、具体的にはどのような学習活動を想定していますか。

A4. あくまでもそれぞれの管理機関が設定した構想目的の達成に資するかどうか重要ですので、最終的にはそれぞれの管理機関でご判断いただくことが重要と考えますが、例えば、次のような学習活動が想定されます。

- 探究の過程等や様々な学問において必要となる、データ・サイエンスの基礎となる確率・統計やプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修化とする新学習指導要領の確実な修得
- エビデンスの収集と分析に基づく課題発見・解決学習
- 国内外のコンペティション参加等を含む、プロジェクト型学習
- グループワーク、ゼミナール形式の指導（異学年と一緒に学習する形式を含む）、日本語や英語での討論やプレゼンテーション
- 日本の大学に留学している外国人等との意見交換、学校から世界への外国語での情報発信支援
- 日本語や英語による課題研究論文の作成や発表
- 国際バカロレア等の既存の先進的なカリキュラムに基づく学習

Q5. 事業の共同実施校や連携校では、全て同じカリキュラムを実施する必要がありますか。

A5. 全て同じカリキュラムを実施する必要はありませんが、少なくとも共通の構想目的のもと、生徒や教職員等が協働し、課題解決や情報共有を図ることが必要と考えます。

Q6. 事業終了後の措置はどのようになっていますか。

A6. 原則3年間としていますが、国の財政事情等によっては、3年間の事業の実施を必ず保証するものではありません。現在のところ、3年間の事業終了後4年目以降の事業の実施については、国からの支援金はありませんが、引き続き継続をお願いする予定です。。

4. 大学、企業、国際機関等との協働

Q1. 国際化に重点を置く大学との協働については、どのような内容が考えられますか？

A1. 例えば、

- 課題研究に関する指導を行う外国人講師等の派遣，大学生によるピアサポート
- 外国人留学生とのアカデミックなワークショップの実施
- 国際展開を担当する部署との連携を通じた海外研修等の企画・立案に対する支援
- 入試の改善による生徒の学習内容の適切な評価
- 課題研究に関連した大学の授業の提供など単位認定を含む高大連携プログラムの提供などが考えられます。

Q2. 大学との協働や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？

A2. 大学との協働については、内諾を得るなどして実現可能性があることが必要です。したがって、構想計画書には、具体的な大学名、協働内容を記述してください。また、海外の高校については、これまでの交流実績や既に交渉を開始しているなど、ある程度実現可能性があることを求めます。現段階において、協定書の締結までを求めるものではありません。

Q3. これまでも特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との協働が必要になりますか？

A3. 既存の取組がある場合、必ずしも新たな大学との協働を必要とはしませんが、協働内容については本事業で求める要件等を踏まえて発展させていることが必要です。

Q4. ICT や海外研修、短期・長期留学に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？

A4. ICT はあくまで課題研究を充実させるための方法の一つであり、海外研修、短期・長期留学については、管理機関が責任を持つこととなりますが、技術面等に関して企業との協働を行うことは考えられます。ただし、取組内容そのものを企業に再委託することは認められません。

Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と協働することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と協働することは可能ですか？

A5. どちらも可能です。申請校においては、本事業における外部機関との協働の趣旨が、課題研究内容についての質の高い指導者の確保や、実社会に即した実践的な研究の実現であることを踏まえ、適切な協働先を確保してください。

Q6. 「大学との協働」と、従来の「高大連携」との違いを教えてください。

A6. 従来の「高大連携」のレベルは様々だと思いますが、基本的には高校生に大学レベルの教育を提供するため、大学から出前授業を行ったり、高校生が大学へ授業体験に訪れる等の連携は行われていたのではないかと考えます。本事業ではさらに高大のつながりを強め、高等学校における先進的なカリキュラム開発や大学教育の先取り履修の実現に向けた取組等を協働で行うことを想定しています。

Q7. 事業連携校は、拠点校と同一地域でなければなりませんか。

A7. 本事業においては必ずしも同一地域であることは求めています。同一地域でなくても、同じ目的を掲げて研究を行う学校であれば連携校になることは可能だと考えます。

5. 海外研修、短期・長期留学

Q1. アジア地域への海外研修、短期・長期留学を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？

A1. 英語圏である必要はありません。様々な文化背景を持つ人々と接することは本事業の目的としてはむしろ大事であると考えます。

Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？

A2. 語学力育成のみを目的とした研修は支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。また、課題研究の一環として行う研修の一部に語学力育成を目的とした取組が含まれている場合には、必要不可欠なものかどうかを精査した上で、経費支援対象とするかどうかを判断します。

Q3. 教員の指導力向上等を目的とした国内外研修は支援対象となりますか？

A3. 本事業実施に必要となる教員の国内外研修に関しては、支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。

Q4. 海外研修等の参加について、生徒に自己負担を求めても良いですか？

A4. 本事業において、生徒の海外研修費として支援できるのは、渡航に係る国内の移動にかかる交通費のみです。各管理機関及び学校において御判断ください。

Q5. 短期・長期留学については必ず実施しなければなりませんか。

A5. 申請要件の1①のとおりです。

6. カリキュラム・アドバイザーについて

Q1. 在宅での勤務やテレワーク等での雇用も可能ですか？

A1. 通常の教職員と同等の勤務体系を想定しています。しかし、現代の新しい雇用体系としてテレワークは普及し始めていますので、各自治体等できちんとした制度が整備されていればテレワークでの勤務の可能性はあると思います。

Q2. 半年間等、期限付きでの雇用は可能ですか？

A2. 各自治体等の規則に依りて適切に雇用していただければ結構です。

7. 外国人講師等について

Q1. ALT との違いは何ですか？

A1. ALT は主に英語によるコミュニケーション能力向上のための指導を行う補助者ですが、本事業で支援する外国人講師等は、原則として単独で授業を行うことが条件となります。このような人材は、協働先の大学から非常勤で派遣してもらうことを想定していますが、免許状を有していない場合は、都道府県教育委員会で必要な措置を講じてください。

Q2. 本事業の人件費で、民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？

A2. 本事業で支援する外国人講師等は、原則として単独で授業を行うことができる人材を想定しており、英語によるコミュニケーション能力向上のための指導を行う補助者である ALT の雇用に係る人件費は認められません。外国人講師等について、協働先の大学からの派遣を想定しているのは、高大接続の観点から高校・大学の両者にメリットがある状態を作り出すことで、指定期間終了後の継続的な取組を可能とする協働関係を整備してもらうためです。

Q3. これまで、大学の留学生等をティーチングアシスタント（TA）及びリサーチアシスタント（RA）として本事業に協力してもらい、謝金を支出してきましたが、今後は、雇用契約を締結し、所要経費の経費区分上の人件費として計上したいと考えていますが、その場合はどの職種として計上し、また、その支援上限額はどのようになりますか？

A3. 公募要領に記載の人件費について（ii）外国人講師等として取り扱う者の対象として、大学の留学生等のうち、課題研究内容に関する専門性を有し、本事業で取り組むこととする「グローバル探究」等の教科・科目の学習活動をサポートする者も含むこととします。この際、これらの者に係る経費も含め、支援上限額は経費支援予定額のうち 380 万円を上限としてください。

8. 海外交流アドバイザーについて

Q1. カリキュラム・アドバイザーや事務職員が、海外交流アドバイザーを兼務することは可能ですか？

A1. これら3つの役職は全く別の役割を持つものであり、支援上限額も異なるため、これらの役職を兼務することは適切ではないと考えます。特別な事情が生じた場合はその都度文部科学省に相談してください。

9. 学校環境の国際化について

Q1. 留学生はどの程度受け入れる必要がありますか？

A1. 留学生に高校在学の機会を提供し、異なる価値観を持つ生徒同士が互いに切磋琢磨^{せつさたくま}す

る環境を整備できるよう、カリキュラムの編成や入学者選抜等において工夫することが望ましいと考えます。人数については特に規定しませんが、多くの留学生を受け入れていただくことで期待される効果も大きくなると思います。また、帰国子女生徒を積極的に受け入れることも学校環境の国際化を図る上では有効な取組と考えます。

10. 成果の普及について

Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？

A1. 成果の普及については、初年度から積極的に行ってください。具体的には、管理機関や事業拠点校等のホームページ上での活動報告や各種研修会での先進事例としての報告など広く社会への周知活動を期待しています。

Q2. 国は、事業対象の高校生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？

A2. 全国高校生フォーラム等の開催を検討中です。

11. 経費について

Q1. 支援額約600万円というのは、1年間の支援額ですか、それとも3年間の総額ですか？また、1年間の支援額の場合、2年目以降の支援額はどのようになりますか？

A1. 支援額約600万円は、令和6年度の委託額です。2年目以降の支援額については、支援期間終了後の事業継続性確保の観点から令和7年度は500万円程度、令和8年度は400万円程度を上限とする予定です。

Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。

A2. 本事業の支援に対する目的から、主な支援対象となるのは、イノベーティブなグローバル人材の育成のための先進的なカリキュラム研究開発・実践や体制整備など高校生へ高度な学びを提供する仕組み（ALネットワーク）の形成を目指す取組です。支援対象外となる経費については、例えば、

- ① 語学教育を目的とした費用（語学研修参加費、外部検定試験受検料、教員の海外研修に係る費用）
- ② 生徒の海外研修に係る費用（交通費、宿泊費、旅行雑費等）※
- ③ 本事業との関わりが薄い費用（国際バカロレアの認定申請にかかる費用）
- ③ 年間行事等、本事業を実施する以前に既に定例化しているものに対する費用
 - ・ 研修旅行の中の「研修以外」の行事
 - ・ 事業との関連が説明しづらい物作り体験、観光入場料等
- ④ 本事業の成果に関係のない、学校そのものの広報に関する費用
- ⑤ 施設の整備、施設に固定する備品
 - ・ ICT機器を保管する棚
- ⑥ 既存の設備や備品の改造費、修理費及び本来学校運営上整備が必要な品に係る費用

- ・図書管理用品（図書整理用カード、カードポケット、バーコードシール、カバー等）
- ⑦ 机、椅子（グループワーク用も含む）書棚、保管庫等、学校の施設整備に関する費用
- ⑧ 常勤教員の人件費（休日出勤手当、時間外勤務手当等含む）
- ⑨ 工事費（学校の施設・設備に変更を加える工事）
 - ・ICT 環境整備のための無線 LAN 工事
- ⑩ 委託費のうち、本事業の主たる取組の運営・運用や開発等を丸投げするような性質のもの
- ⑪ 予備費のような支出目的が未定な費用
- ⑫ ICT 関連備品等の購入等、情報化施策との切り分けが困難な費用
- ⑬ 単価が10万円以上の物品
- ⑭ 食糧費、生徒の資格取得費用等、特定個人の利益に資する費用
- ⑮ 電話代、光熱費、プロバイダー費等、他の目的との切り分け等の理由で算出が困難な費用（成果普及用の費用は内容を勘案して可能）
- ⑯ その他、事業を遂行する上での必要性を鑑み、不適当なもの（数量、目的、内容が不明確なもの）

※指定期間終了後の継続性確保の観点より、生徒の海外研修に係る費用は対象外とする。

Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削やSAT 対策等）に係る費用は対象となりますか？

A3. 本事業の対象生徒の海外大学進学サポートにおいて、例えば課題研究の英語論文指導としてネイティブの外部講師を活用している場合、当該講師が課題研究の一環としてエッセイの添削も行うことは考えられます。その際、エッセイの内容と本事業との関連性を明確にする必要があります。

Q4. 事業連携校に係る費用は支援対象となりますか？

A4. 本事業の構想計画に明記され、研究開発の一環であれば、支援可能です。個別の事例については、その都度必要性を確認する場合があります。

Q5. 運営指導委員会等の運営に係る経費は支援対象となりますか？

A5. 運営指導委員の諸謝金や旅費、会議費等が対象となります。

Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？

A6. 事業の一環として、海外の研究者を日本に招聘して講義講演を行ってもらう等の場合、当該研究者の渡航費は支援対象となります。一方、海外の高校生やその引率教員を招聘する場合は、渡航費は支援対象外であり、日本到着以降の国内移動費等のみ支援対象となります。支援できる内容は、国内在住者と同じです。

Q7. 国内外の研修を実施する際、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する

予定です。この場合は「WWL コンソーシアム構築支援事業委託要項」の「7. 再委託」に該当しますか？

A7. 該当しません。旅行会社への委託料の中においても、経費支援対象外となる項目が含まれている可能性がありますので、対象となる項目についてそれぞれの経費区分に計上してください。具体的には、航空運賃等は旅費に、バスの借り上げについては借損料に計上してください。

Q8. 「企業版ふるさと納税」とはどういう制度ですか。

A8. 平成 28 年度税制改正により創設された志のある企業が地方創生を応援する税制です。

詳細は内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が管理・運営する企業版ふるさと納税ポータルサイト等をご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyousato.html>